

機構資金横領事件の再発防止対策

前委託先代表による子どものころ専門医機構資金横領事案を受け、本機構資金管理体制を見直し、同様の事案の再発防止および不正の早期発見を図るため、以下の対策を講じる。

1. 機構事務局における出納手続きの相互確認

本機構の現在の委託先ティ・プラスにおいて、本機構の業務を担当する学会事業部と、同社内の別部門である営業事業部による相互確認を行う。また、支払いについては機構役員による承認を必要とし、委託先のみで支払手続きが完結しない体制とする。

具体的には、以下の手順による。

1. 請求書等が機構事務局（学会事業部）に届いた場合、機構事務局担当者は機構管理委員会庶務担当に支払申請を行うとともに、その内容を営業事業部長にも共有する。
2. 庶務担当による承認後、事務局担当者がネットバンキングにより支払手続きを行う。
3. 支払手続きを行った担当者とは別の事務局担当者がネットバンキングにログインし、承認された内容どおりに支払いが行われていることを確認する。
4. さらに週1回、営業事業部長がネットバンキングの入出金明細を確認し、機構による承認を受けた支払い以外の出金がないことを確認する。

これにより、支払申請、承認、支払実行および事後確認を複数の者が分担し、特定の担当者のみで出納手続きが完結しない体制とする。

2. ネットバンキング口座および銀行印の管理

機構所有の銀行印は理事長が管理する。

理事長と財務担当理事はネットバンキングのログインID、PWを事務局と共有する。理事長は月1回以上ネットバンキングにログインし、残高および入出金明細を確認し、不審または不正な支出がないことを確認する。

さらに、財務担当理事はネットバンキングより、監事は書面により定期的に銀行口座の残高および入出金明細を確認することにより、特定の個人のみに資金管理および確認権限が集中しない体制とする。

3. 外部専門家による会計確認

これまで公認会計士には主として税務上の処理および税額の計算等を依頼してきたが、今後はこれに加えて、機構の出納および資金管理について年2回（中間決算時、決算時）の確認を依頼する。

具体的には、銀行口座の入出金明細、会計帳簿、請求書・領収書等の証憑書類および支払承認記録等について照合を行い、支出が適正な手続きを経て行われていることを確認する。

4. 異常発見時の報告および対応体制

本機構の財産管理、会計処理または資金の出納について、不審な取引、手続き上の問題その他の異常を発見した者は、速やかに理事長または監事に報告する。

報告を受けた理事長または監事は、必要に応じて他の監事および常任理事に連絡し、速やかに事実関係を確認する。

重大な問題または不正の疑いがある場合には、臨時理事会を招集し、必要に応じて公認会計士その他の外部専門家の助言を得ながら対応する。

また、理事長その他の役員が当該事案に関係する可能性がある場合にも適切な対応が可能となるよう、監事への直接報告を可能とする。

5. 定期的な資産残高の確認および理事会への報告

機構が保有する銀行口座について、定期的に銀行口座残高と会計帳簿上の残高との一致を確認するとともに、入出金明細に不審な取引がないことを確認する。

その確認結果については、定期的に理事会に報告し、機構役員が資産の状況を継続的に把握できる体制とする。

以上の対策により、機構資金の管理について、**支払申請・承認・支払実行・事後確認・外部専門家による確認を複数の者が分担する相互牽制体制**を構築し、不正な資金移動の防止および早期発見を図る。

2026 年 9 月

一般社団法人子どものこころ専門医機構
理事長 石崎 優子